

被災者の皆様へ

ジェイアールグループ健康保険組合

「健康保険一部負担金等免除証明書」の送付について

このたびの熊本地震により甚大な被害に遭われた、被保険者並びにそのご家族の皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、1日でも早い復興と皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

さて、同封の平成29年9月30日まで有効の「健康保険一部負担金等免除証明書」（以下、「免除証明書」という。）は、下記の点にご注意してご使用くださるようお願い申し上げます。

記

1 免除証明書の提示について

医療機関等（調剤薬局含む）に受診する際は、受付で被保険者証（保険証）と一緒にこの免除証明書を必ず提出して下さい。

2 住所の記入について

免除証明書には、現在、お住まいになっている住所（住民票所在地と異なっても構いません。）を必ず記入して下さい。なお、住所を変更する予定のある方は、書き直しが出来るように鉛筆等で記入して下さい。

3 免除証明書の返却について

下記のいずれかに該当した場合、速やかに免除証明書をご返却下さい。なお、事業主を経由しての返却も可能です。

- (1) JR 健保の被保険者又は被扶養者の資格を喪失したとき
- (2) 免除証明書の有効期限が過ぎたとき
- (3) 罹災証明等を添付できないまま、住宅の半壊（半焼）以上であることの申請をし、免除認定を受けたが、その後、市町村等の損害認定が半壊（半焼）未満となったとき
- (4) 行方不明であった主たる生計維持者の行方が判明したとき

以上

ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

健保事務センター【NTT03-5334-1029 JR058-2914（平日10：00～17：00）】